

平成 28 年 度
倉敷市歴史資料専門員（非常勤嘱託員）採用試験受験案内

平成 29 年 1 月 20 日
倉敷市総務部総務課

- 受付期間 平成 29 年 1 月 20 日（金）～平成 29 年 2 月 10 日（金）
（ただし、土曜日、日曜日を除く。）
（郵送による場合は 2 月 8 日（水）までの消印有効）

1 募集職種・採用予定人員等

職 種	採用予定人員	職 務 概 要
歴史資料専門員	2 名程度	<ul style="list-style-type: none">・総務課歴史資料整備室にて、歴史資料の調査、収集、整理、保存、活用業務等 （①歴史公文書、古文書等の歴史資料の調査・収集・整理・保存、②研究誌『倉敷の歴史』の執筆・編集・発送・販売事務、③歴史資料講座・古文書解説講座の実施（講師・事務）、④図書等の管理、⑤資料に関する閲覧・複写などの窓口対応およびレファレンス業務、⑥ホームページ管理、⑦展示業務）・その他所属長が命じる業務

2 受験資格

次の(1)～(5)のすべての要件を満たす人が、この試験を受けることができます。年齢は問いません。

- (1) 次のいずれかに該当する人
- ① 大学又は大学院において日本史又は関連科目を専攻し、学芸員資格を有すること
 - ② 類似施設で3年以上の勤務経験を有すること
- (2) 古文書を解読する能力を持ち、古文書の整理業務や研究業務に従事した経験がある人
- (3) 資料作成ができる程度にパソコン（ワード・エクセル等）に習熟した人
- (4) 電話・来客対応業務に対応できる人
- (5) 普通又は中型自動車運転免許を所持し、自ら運転できる人

※ 外国籍の人については、上記の受験資格に加えて次のいずれかに該当することが必要です。

- ・出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に定められている永住者
- ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定められている特別永住者

※ 次の①②のいずれかに該当する人は、この試験に申し込むことはできません。

- ① 倉敷市総務部総務課が実施した歴史資料専門員採用試験に合格し、平成 29 年 1 月 20 日現在で市において歴史資料専門員として任用されている人（ただし、平成 29 年 3 月 31 日で更新限度の任期が満了予定の人は申し込むことができます。）
- ② 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当する人
法第 16 条の欠格条項は次のとおりです。
- ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・倉敷市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
 - ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験及び合格発表の日程

区 分	日 時 等	備 考
試 験	平成29年2月18日(土)の指定する時間 受付時間：受験票へ記載します。 <u>(受付時間に遅れた場合は受験できません。)</u>	(試験場所) 真備保健福祉会館 1階会議室 ※「9試験会場」を参照
合格発表	平成29年3月3日(金)までに発送	※全員に可否を送付 合格者にのみ電話でも連絡

※電話やEメール等による可否の照会には回答できません。

4 受験申込書等の入手方法(電話, Eメールでの受験申込書等の送付請求はできません。)

インターネット で出力する場合	総務課歴史資料整備室のホームページにアクセスして、受験案内及び受験申込書(表・裏)はA4用紙にプリントアウトし、使用してください。受験申込書は出来る限りA4用紙に両面印刷してください。受験票は、はがきに直接プリントするか、プリントしたものをはがきへ貼ってください。その際、はがきサイズで印刷してください。
直接取りに 行く場合	<配付場所> 市役所4階総務部総務課, 真備支所3階の総務部総務課歴史資料整備室
郵便で入手 する場合	①の封筒に②を入れて、下記「5 受験申込の方法」の申込先へ郵送してください。 (総務課歴史資料整備室から、②の返信用封筒を使用して、受験申込書等を送付します。) ① <u>「申込書請求：歴史資料専門員」と朱書き</u> し、差出人を明記した封筒 ② 返信用封筒(長3形<たて23.5cm×よこ12.0cm>) ※82円切手を貼付し、宛て先に、差出人の住所・氏名を明記してください。

5 受験申込の方法

申 込 先 問い合わせ先	倉敷市総務部総務課歴史資料整備室 〒710-1398 倉敷市真備町箭田1141-1 TEL(086)698-8151				
提出書類	次の①②③④の提出が必要です(④はある場合のみ)。 ①受験申込書(写真貼付)②受験票(はがき)③作文「今後、倉敷市はどのように歴史資料(歴史公文書・古文書等)の保存と利用を進めるべきか」(パソコンでA4判1枚,1200字程度横書き,書式自由)④学芸員資格を証するもの(写し) ※受験票(はがき)は返送するため、宛名面に受験者の宛て先を明記し、52円切手を貼ってください(52円の料額印面がある場合、切手の貼付は不要です)。				
受 付 期 間	<table border="1"> <tr> <td>窓口での 申込の場合</td> <td>平成29年1月20日(金)～平成29年2月10日(金) ただし、土曜日、日曜日を除く。 受付時間：9時00分～17時15分</td> </tr> <tr> <td>郵送での 申込の場合</td> <td>平成29年2月8日(水)までの消印有効 封筒(長3形<たて23.5cm×よこ12.0cm>)に<u>「受験申込：歴史資料専門員」と朱書き</u>してください。※郵送で事故が発生した場合の責任は負いません(簡易書留・特定記録等を利用することが望ましい)。</td> </tr> </table>	窓口での 申込の場合	平成29年1月20日(金)～平成29年2月10日(金) ただし、土曜日、日曜日を除く。 受付時間：9時00分～17時15分	郵送での 申込の場合	平成29年2月8日(水)までの消印有効 封筒(長3形<たて23.5cm×よこ12.0cm>)に <u>「受験申込：歴史資料専門員」と朱書き</u> してください。※郵送で事故が発生した場合の責任は負いません(簡易書留・特定記録等を利用することが望ましい)。
窓口での 申込の場合	平成29年1月20日(金)～平成29年2月10日(金) ただし、土曜日、日曜日を除く。 受付時間：9時00分～17時15分				
郵送での 申込の場合	平成29年2月8日(水)までの消印有効 封筒(長3形<たて23.5cm×よこ12.0cm>)に <u>「受験申込：歴史資料専門員」と朱書き</u> してください。※郵送で事故が発生した場合の責任は負いません(簡易書留・特定記録等を利用することが望ましい)。				
受験票 の交付	提出された申込書により受験資格を審査した後、受験票を郵送により交付します。試験当日には必ず受験票を持参してください。平成29年2月16日(木)までに受験票が届かない場合は、2月17日(金)の17時15分までに上記問い合わせ先まで連絡してください。				

※ 申込上の注意事項

- ・受験申込書は、必ず自書してください。パソコン等にて記入したものは受理できませんのでご注意ください。
- ・受験申込書等の作成にあたっては、記入もれがないようご注意ください。
- ・提出された書類は返却できません。

6 試験の内容

科 目	内 容
書 類 選 考	申込時に提出する書類（受験申込書，作文等）による
古 文 書 解 読 試 験	古文書の解読についての試験
口 述 試 験	個別面接

7 任用等について

- (1) 任用日は，平成29年4月1日です。
- (2) 任用期間は平成29年4月1日～平成30年3月31日の1年です。勤務実績等が良好な場合に限り，**最長で5年を限度に**，本人の同意を得て年度毎に更新する場合があります。
※ ただし，満65歳に達した日の属する年度を越えての更新はありません。

8 身分及び報酬等

- (1) 身 分 一般職の非常勤嘱託員
- (2) 勤務時間 月～金曜日の間で1週間当たり30時間。
 - ・ 1日7.5時間（原則として8時30分～17時00分で，休憩1時間）×週4日勤務の場合と，1日6時間（原則として10時15分～17時15分で，休憩1時間）×週5日勤務の場合があります（休憩は原則として12時00分～13時00分）。
 - ※勤務シフトは，非常勤嘱託員本人の希望ではなく，総務課歴史資料整備室の業務都合により決定されます。
- (3) 週休日等
 - ・ 週休日は土曜日及び日曜日です。週4日勤務の場合に限り，別に週休日が週1日あります。
 - ・ 祝日法の定める休日及び年末年始の休日があります。
- (4) 休 暇 年次有給休暇，特別休暇があります。
- (5) 報 酬 等 月額152,000円（予定）
 - ・ 所得税，社会保険料等が報酬から控除されます。
 - ・ 報酬の支払日は，月末締め翌月11日です。
 - ・ 条件に応じて通勤費相当額が別途支給されます。その他の手当，退職金の支給はありません。
 - ・ 昇給はありません。
- (6) 社会保険等 全国健康保険協会管掌健康保険，厚生年金保険，雇用保険が適用されます。
- (7) そ の 他 地方公務員法に基づき，守秘義務や営利企業等の従事制限（兼業の禁止）等，地方公務員としての義務が課されることとなります。

9 試験会場

真備保健福祉会館 1階会議室（倉敷市真備支所隣）

（倉敷市真備町箭田1141-1）

徒歩・・・井原鉄道吉備真備駅から約5分

自動車・・・下図（真備支所庁舎敷地図）の駐車場へ駐車

